

## 小規模多機能のまちづくり事業補助金交付要綱の運用について

(趣旨)

第1 小規模多機能のまちづくり事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、小規模多機能のまちづくり事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この運用に定めるところによるものとする。

(補助対象経費)

第2 要綱第5条第1項に規定する市長が別に定める経費は、事業を実施するに当たり直接必要となる経費であり、次表に掲げる経費とする。ただし収入を伴う事業については、全体経費から収入を除いた額とする。

区 分	内容等
報償費	講師等への謝金
旅費※1	講師またはスタッフの交通費、宿泊費(市の基準による。)
食糧費※1	講師等に提供するお茶などの飲物代
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	資料のコピー、チラシ、ポスターの印刷費
通信運搬費	案内等に使用する郵便代、荷物の運搬費
保険料	事業実施に伴う保険料
使用料及び賃借料	機械の車両等の借上料や会場等の使用料、物品のリース等
広告料	事業の周知に伴う広告料
手数料	振込手数料、クリーニング代等
燃料費	事業の実施に必要な機材や車両等の燃料代
委託料	専門分野に係るもの
備品購入費	事業に直接使用する機材や備品等
工事費	施工に係るもの
原材料費	事業に直接使用する原材料

※参加者の飲食代及び宿泊費、賞品代については、補助の対象としない。

(軽微な変更)

第3 要綱第9条第1項に規定する市長が別に定める軽微な変更については、次のとおりとする。

補助金対象予定事業費の2割未満の減

附 則

この運用は、令和8年4月1日から施行する。